

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



NO.767



■唐津市 唐津神社

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています。…………… 2
- 年金受給者の皆様へ 源泉徴収票が送付されます …………… 2
- 事業主の皆様へ 「賞与支払届」の届出はお済みですか? …………… 3
- 平成25年中に国民年金を納付された皆様へ …………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 出産手当金 …………… 4~5

●佐賀県社会保険協会

- 平成25年度 社会保険事務講習会のご案内 …………… 6
- 平成25年度 年金シニアライフセミナー開催のご案内 …………… 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 …………… 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは …………… 8
- 各種適用関係届の送付先 …………… 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

あけまして おめでとうございます

日本年金機構は、発足以来、年金記録問題の早期解決及びお客様一人ひとりの期待に応えられるサービス機関としての充実を目指して、日々、業務の運営に努めてまいりました。

私たちは、お客様の目線で考え、お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供することをお約束するとともに、身近で信頼される年金事務所であるよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。

今年もどうぞよろしくお祝い申し上げます。



日本年金機構 佐賀年金事務所長
日本年金機構 唐津年金事務所長
日本年金機構 武雄年金事務所長

新成人のみなさま おめでとうございます

20歳になられた皆様は、 国民年金への加入が義務付けられています。

国民年金(基礎年金)の3つのメリットと保険料免除・納付猶予制度

- ①老後を支えます **老齢基礎年金**
- ②けがや病気で障害が残ったときに支えます **障害基礎年金**
- ③加入者が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方を支えます **遺族基礎年金**

●保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度があります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

年金受給者の皆様へ

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬以降順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、年金事務所又は『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給されたときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

資格取得月・資格喪失月の取扱い

- 資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、**本年の2月上旬**に同様の証明書が送付されます。

確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

出産手当金

被保険者が出産のため、お仕事を休まれた場合の生活補償です。

申請書名	健康保険 出産手当金支給申請書
添付書類	【初回】申請期間とその前1カ月分の賃金台帳(写)・出勤簿(写) 【2回目以降】給与の支払があるときのみ賃金台帳(写)・出勤簿(写)
提出期限	労務に就かなかつた日ごとにその翌日から2年以内。
備考	事業主証明書欄は、日額単価の計算式等、内訳が分かるようできるだけ詳しくご記入ください。



支給要件

- 協会けんぽの被保険者*1の出産であること
- 妊娠4カ月以上の(85日)以上の出産であること*2
- 産前・産後期間中に仕事を休み、給与の支給を受けていないこと

*1被扶養者の出産は対象となりません。 *2早産・死産・流産・人工妊娠中絶も含まれます。

支給額

■ 支給額 = 支給日額(標準報酬日額の3分の2) × 休んだ日数*

*「休んだ日数」につきましては右面「申請期間」を参照ください。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611(代表)

申請期間

パターン 1

出産日が、
出産予定日と同日か、
それより早かった場合

産前42日間(出産日含む)
(双子など多胎出産の場合98日間)

産後56日間

出産日

パターン 2

出産日が、出産予定日より
遅かった場合

産前42日間(出産日含む)
(双子など多胎出産の場合98日間)

予定日から
遅れた日数
(+α日間)

産後56日間

出産
予定日

出産日

ここで
お知らせ
です。

出産手当金の申請期間を計算するにあたり、
便利な機能が当協会のホームページにできました★
出産予定日・出産日を入力することで、申請期間がわかる

「産前産後期間計算ツール」というものです。

●産前産後期間計算ツールはこちら▼

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/hayami.htm>

出産手当金を申請の際は、ぜひご活用ください!



被保険者(従業員)様の退職等 資格喪失後の出産手当金

被保険者(従業員)様が退職される場合でも、出産手当金の支給対象となる場合があります。

条件 下記の3点をすべて満たす必要があります。

- 1 被保険者期間が1年以上あること。
- 2 産前期間(42日間※3)が、被保険者期間中であること。※3 多胎妊娠の場合98日間。
- 3 退職日当日に休んでいること(欠勤日だけでなく、公休日、有給休暇いずれも含まれます)。

退職日

被保険者期間

出産日

産前42日間

産後56日間

(出産日が出産予定日より
遅れた場合も同様です)

退職日

被保険者期間

出産
予定日

出産日

産前42日間

+α日間

産後56日間

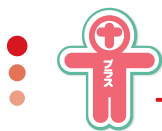
メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成25年度 社会保険事務講習会のごあんない

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』
在職老齢年金や高年金雇用継続給付金、退職後の健康保険などについて学びます。

地区	日時	会場
佐賀会場	平成26年2月12日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
伊万里会場	平成26年2月13日(木)	伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1)
武雄会場	平成26年2月14日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	平成26年2月19日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師●社会保険労務士

●実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

●募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・伊万里…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

●対象者 社会保険事務担当者の方

●参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

●申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

●お申込みお問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
主催／一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催／佐賀県社会保険委員会連合会



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	(佐賀 ・ 伊万里 ・ 武雄 ・ 鳥栖) 会場 / 平成 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒			TEL:
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成25年度

皆様の参加をお待ちしています!

年金シニアライフ セミナー開催のご案内



佐賀県社会保険協会では、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。

実施時間
各会場共通

12:40受付
13:00開始
16:40終了



- 武雄会場
平成26年1月18日(土) 会場/サンメッセ鳥栖
鳥栖市本鳥栖町1819
- 唐津会場
平成26年1月26日(日) 会場/(株)ニューハートピア
武雄市武雄町永島15750-1
- 佐賀会場
平成26年2月 2日(日) 会場/マリトピア
佐賀市新栄東3-7-8
- 鳥栖会場
平成26年2月16日(日) 会場/唐津国民宿舎虹の松原ホテル
唐津市東唐津4丁目(虹の松原)

対象者

50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方
健康保険委員・年金委員等 ◎特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも50名(ただし、申し込み先着順とします)
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
ライフプランと生きがい・家庭経済等



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。
定員になり次第締め切ります。

●お申込みお問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

●主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会・全国社会保険委員会連合会



(キリトリ線)

年金シニアライフセミナー 参加申込書 FAX.0952-26-3377

参加希望会場	1. 鳥栖会場 2. 武雄会場 3. 佐賀会場 4. 唐津会場			
事業所名				
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)		年齢	歳
参加配偶者氏名			年齢	歳
参加者住所	〒		参加者 TEL	

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

平成26年2月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 延長相談 19時まで	4 鹿島市民会館 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
9	10 延長相談 19時まで	11	12 有田町役場 東庁舎 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 延長相談 19時まで	18 鹿島市民会館 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23	24 延長相談 19時まで	25 基山町役場 (予約)	26 有田町役場 本庁舎 (予約)	27	28 伊万里市役所 (予約)	

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先
●佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
●唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
●武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

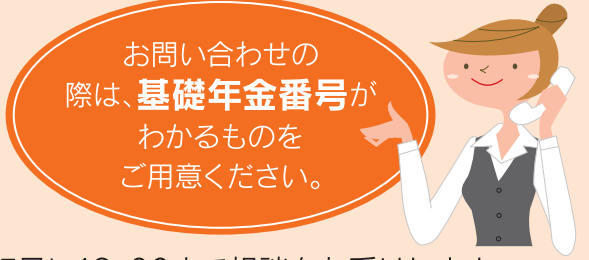
『ねんきんダイヤル』**0570-05-1165** (ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1165** にお電話ください。

受付時間

- 月曜日 8:30～19:00
- 火～金曜日 8:30～17:15
- 第2土曜日 9:30～16:00

- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

各種適用関係届の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F
日本年金機構 佐賀事務センター

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成26年1月分保険料の納付期限は平成26年2月28日(金)です。

ご注意ください ※平成26年1月分の社会保険料計算に係る届書は**2月5日(水)**までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成26年1月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。